

香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

香川県外国人介護留学生受入支援事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 略 (補助対象経費等)</p> <p>第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額、補助率及び補助対象期間は別表のとおりとする。ただし、予算の範囲内において補助するものとする。</p> <p>2 前項にかかわらず、日本語学校又は介護福祉士養成施設を退学した留学生に係る当該退学した日の属する年度の経費については、補助対象経費から除外する。</p> <p>3 補助金額の算定において千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>4 留学生が、別表で定める補助対象期間を超えて日本語学校又は介護福祉士養成施設で修学する場合は、補助事業者が任意で補助対象期間を設定できるものとする。</p> <p>なお、交付申請は<u>留学生の在学期間に年度単位で</u>行うこととし、<u>交付決定日にかかわらず、</u>交付申請日の属する年度及びその前年度で、<u>交付申請日の属する年度の4月1日から3月31日まで</u>に要したものと知事が認める経費を対象とする。</p> <p>第6条～第20条 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (補助対象経費等)</p> <p>第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額、補助率及び補助対象期間は別表のとおりとする。ただし、<u>留学生1人につき、1年間の補助上限額は20万円とし、</u>予算の範囲内において補助するものとする。</p> <p>2 前項にかかわらず、日本語学校又は介護福祉士養成施設を退学した留学生に係る当該退学した日の属する年度の経費については、補助対象経費から除外する。</p> <p>3 補助金額の算定において千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>4 留学生が、別表で定める補助対象期間を超えて日本語学校又は介護福祉士養成施設で修学する場合は、補助事業者が任意で補助対象期間を設定できるものとする。</p> <p>なお、交付申請は<u>補助対象期間の終期が属する年度に</u>行うこととし、交付申請日の属する年度及びその前年度で、<u>補助対象期間中</u>に要したものと知事が認める経費を対象とする。</p> <p>第6条～第20条 略</p>

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、平成31年4月1日以降新たに入国した留学生に対する補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月22日から施行し、令和5年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月11日から施行し、令和6年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行し、令和7年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、平成31年4月1日以降新たに入国した留学生に対する補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月22日から施行し、令和5年度補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月11日から施行し、令和6年度補助事業から適用する。

(新設)

別表

	補助上限額			補助対象期間
	対象経費 ^{※1}	基準額	補助率	
日本語学校	入学金、学費等	年額 600,000 円以内	基準額の 1／3	1年以内
	居住費などの生活費 ^{※2}	年額 360,000 円以内		
介護福祉士養成施設	入学金、学費等	年額 600,000 円以内	基準額の 1／3	正規の修学期間 ^{※3} (2年以内)
	入学準備金	200,000 円以内 (1回限り)		
	就職準備金	200,000 円以内 (1回限り)		
	介護福祉士試験受験対策費用	一年度 40,000 円以内		
	居住費などの生活費 ^{※2}	年額 360,000 円以内		

別表

	補助上限額 <u>(留学生1人につき年額 200,000 円)</u>			補助対象期間
	対象経費 ^{※1}	基準額	補助率	
日本語学校	入学金、学費等	年額 600,000 円以内	基準額の 1／3	1年以内
	居住費などの生活費	年額 360,000 円以内		
介護福祉士養成施設	入学金、学費等	年額 600,000 円以内	基準額の 1／3	正規の修学期間 ^{※3} (2年以内)
	入学準備金	200,000 円以内 (1回限り)		
	就職準備金	200,000 円以内 (1回限り)		
	介護福祉士試験受験対策費用	一年度 40,000 円以内		
	居住費などの生活費 ^{※2}	年額 360,000 円以内		

<p>※1・・・補助対象期間中に要するものと知事が認めるもの</p> <p>※2・・・民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱水費等日常生活上で断続的に発生する経費（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）</p> <p>なお、受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、年額 240,000 円まで基準額の加算を行う。</p> <p>※3・・・病気等の真にやむを得ないと知事が認める事由により留年した期間中については、修学期間に含めることができる（ただし、補助対象期間は2年以内とする。）</p>	<p>※1・・・補助対象期間中に要するものと知事が認めるもの</p> <p>※2・・・民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱水費等日常生活上で断続的に発生する経費（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）</p> <p>なお、受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、年額 240,000 円まで基準額の加算を行う。</p> <p>※3・・・病気等の真にやむを得ないと知事が認める事由により留年した期間中については、修学期間に含めることができる（ただし、補助対象期間は2年以内とする。）</p>
<p>第1号様式 略</p> <p>第1号様式別添1 (注) 抜粋</p> <p>(注)</p> <p>1 A欄には、申請年度に係る経費のみを記入すること。</p> <p>2 D欄には、要綱に掲げる基準額に補助率1/3を乗じた額を記入すること。</p> <p>居住費などの生活費のD欄は、A欄が360,000円を超える場合は80,000円（計200,000円）まで加算できることとする。</p> <p>3 E欄には、C欄とD欄を比較していずれか少ない額（1,000円未満は切り捨て）を記入すること。</p> <p>4 F欄には、E欄の合計額を記入すること。</p>	<p>第1号様式 略</p> <p>第1号様式別添1 (注) 抜粋</p> <p>(注)</p> <p>1 A欄には、申請年度に係る経費のみを記入すること。</p> <p>2 D欄には、要綱に掲げる基準額に補助率1/3を乗じた額を記入すること。</p> <p>居住費などの生活費のD欄は、A欄が360,000円を超える場合は80,000円（計200,000円）まで加算できることとする。</p> <p>3 E欄には、C欄とD欄を比較していずれか少ない額（1,000円未満は切り捨て）を記入すること。</p> <p>4 F欄には、E欄の合計額と1人当たりの補助上限額200,000円を比較していずれか少ない額を記入すること。</p>

<p>5 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。</p> <p>第1号様式別添2～第7号様式 略</p> <p>第7号様式別添1 (注) 抜粂 (注)</p> <p>1 A欄には、申請年度に係る経費のみを記入すること。</p> <p>2 D欄には、要綱に掲げる基準額に補助率1/3を乗じた額を記入すること。</p> <p>居住費などの生活費のD欄は、A欄が360,000円を超える場合は80,000円（計200,000円）まで加算できることとする。</p> <p>3 E欄には、C欄とD欄を比較していずれか少ない額（1,000円未満は切り捨て）を記入すること。</p> <p>4 F欄には、E欄の合計額を記入すること。</p> <p>5 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。</p> <p>第7号様式別添2～第11号様式別添2 略</p>	<p>5 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。</p> <p>第1号様式別添2～第7号様式 略</p> <p>第7号様式別添1 (注) 抜粂 (注)</p> <p>1 A欄には、申請年度に係る経費のみを記入すること。</p> <p>2 D欄には、要綱に掲げる基準額に補助率1/3を乗じた額を記入すること。</p> <p>居住費などの生活費のD欄は、A欄が360,000円を超える場合は80,000円（計200,000円）まで加算できることとする。</p> <p>3 E欄には、C欄とD欄を比較していずれか少ない額（1,000円未満は切り捨て）を記入すること。</p> <p>4 F欄には、E欄の合計額と1人当たりの補助上限額200,000円を比較していずれか少ない額を記入すること。</p> <p>5 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。</p> <p>第7号様式別添2～第11号様式別添2 略</p>
--	---

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行し、令和7年度補助事業から適用する。